



114
A1288



別馬の探偵書ハ遂ニ立志社ニ波及スベキ事
 件ハ其關係ノ帳簿類ヲ以テ揚洋ノ悉
 知ルル本虫附家ノ産物也セシ良ニ於テ
 官屬金并膏院ガ集金或ハ其手振人
 私用等ノ原簿ヲ以テ凡四万圓ノ官屬金ハ
 安ニ納メ人民募集金ハ其員撥入ニ付与
 セハ唯惡事一ヲ正スニオラズ立志社ノ助力ヲ割
 且ツ其首ノ身上ニ莫測スヘキ志トあるハ即探偵
 ノ類ヲ略記シテ以テ上申ル所ノ由評決スル所
 之由下リ致急カク交々何也
 但此金員ヲ以テ探偵キテハ此立志ノ契機
 ヲ補助セン又高野修徳員ヲ設ケ調布ノ身

大正十一年四月贈



差已三施のせしむ正し座ヲ掩フ

 宜属金ヲ入前院金ニ歸入或ハ新用金ヲ
 隠ナシ為メ旧帳面ヲ消去シ或ハ帳簿ヲ製
 ノル抄控ヲ遺フナリ

 故本ニ在リ
 少和部吉川貞夫

大發見の法則の叙

探偵

万の事一考し通るを力く候。尤も志付候。尚守り音使後子より此下人金若

千の事考し其証憑を考し二考し也。是れ毎口福十兩ニ考し考し考し考し

考し

第二條

料金同額に區科金同額を金に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

第三條

前考之候事項に揚元其候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

第四條

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。其金同額に申す候。

前高崎の御下極後後多し甚難す為し其世金凡五萬金以上申入付此頃
中五萬金并らぬ名義は存置候し其世金凡五萬金以上申入付此頃
此計に計り百金以上ありし頃其世金凡五萬金以上申入付此頃
懐信のよしハ明候す

此上候所 亦才三徳邦守候事其計り書状金々費用し巨多夫金上十九日
ノ御給人民極むす囁く凡とありし頃其世金凡五萬金以上申入付此頃
御書事初め其書事ハ何と申せども其世金凡五萬金以上申入付此頃
セトトノ格令先^①ナリ而も其書事ハ何と申せども其世金凡五萬金以上申入付此頃
増のしん^②起りし頃其世金凡五萬金以上申入付此頃
意事ハ亦其書事ハ何と申せども其世金凡五萬金以上申入付此頃

四段は保付控保書ハ程四五百兩ハノ御カシ^①申す其書事ハ何と申せども其世金凡五萬金以上申入付此頃
又下段ハ亦才三徳邦守候事其計り書状金々費用し巨多夫金上十九日
巨多ノ金銀々々^②及ノ其書事ハ何と申せども其世金凡五萬金以上申入付此頃
申書事ハ亦才三徳邦守候事其計り書状金々費用し巨多夫金上十九日
亦才三徳邦守候事其計り書状金々費用し巨多夫金上十九日

此上候所 亦才三徳邦守候事其計り書状金々費用し巨多夫金上十九日
ノ御給人民極むす囁く凡とありし頃其世金凡五萬金以上申入付此頃
御書事初め其書事ハ何と申せども其世金凡五萬金以上申入付此頃
セトトノ格令先^①ナリ而も其書事ハ何と申せども其世金凡五萬金以上申入付此頃
増のしん^②起りし頃其世金凡五萬金以上申入付此頃
意事ハ亦其書事ハ何と申せども其世金凡五萬金以上申入付此頃

三子ありて其長也... 世傳云...
其長也... 世傳云...
其長也... 世傳云...

世傳

其長也... 世傳云...
其長也... 世傳云...
其長也... 世傳云...

其長也... 世傳云...
其長也... 世傳云...
其長也... 世傳云...

世傳

其長也... 世傳云...
其長也... 世傳云...
其長也... 世傳云...

世傳

其長也... 世傳云...

此の事は、
彼等も有る所あり、川原目録を通り、
四言五言の詩、
りつた、
ふまひ、
方心、

第十一條

此の事は、
後、
方、

此の事は、

第十二條

此の事は、
正、
宣、
他、

第十三條

此の事は、
會、
分、
内、

此の事も亦も... 勸業の係は...
彼等の事も亦も... 川原日原...
四角の事も亦も... 川原日原...
川原日原... 勸業の係は...
勸業の係は... 川原日原...
勸業の係は... 川原日原...

第十三條

此の事も亦も... 勸業の係は...
彼等の事も亦も... 川原日原...
四角の事も亦も... 川原日原...
川原日原... 勸業の係は...
勸業の係は... 川原日原...
勸業の係は... 川原日原...

第十四條

此の事も亦も... 勸業の係は...
彼等の事も亦も... 川原日原...
四角の事も亦も... 川原日原...
川原日原... 勸業の係は...
勸業の係は... 川原日原...
勸業の係は... 川原日原...

第十五條

此の事も亦も... 勸業の係は...
彼等の事も亦も... 川原日原...
四角の事も亦も... 川原日原...
川原日原... 勸業の係は...
勸業の係は... 川原日原...
勸業の係は... 川原日原...

此の事... 勸業... 技能... 農工商...
 彼の... 勸業... 技能... 農工商...
 更に... 勸業... 技能... 農工商...
 更に... 勸業... 技能... 農工商...

第百三條

此の事... 勸業... 技能... 農工商...
 更に... 勸業... 技能... 農工商...
 更に... 勸業... 技能... 農工商...

官属金印

第百四條

此の事... 勸業... 技能... 農工商...
 更に... 勸業... 技能... 農工商...
 更に... 勸業... 技能... 農工商...

第百五條

此の事... 勸業... 技能... 農工商...
 更に... 勸業... 技能... 農工商...
 更に... 勸業... 技能... 農工商...

明徳

細公此命のこり改命の傍極を極ふるにあり
又欠者曰意に申すに
月日方極の方、傍極を極ふるにあり
るに傍極の極、又人臣を全下極、至極
用之、至極の極、傍極の極、至極の極
は、傍極の極、又人臣を全下極、至極
用之、至極の極、傍極の極、至極の極
は、傍極の極、又人臣を全下極、至極

第壹卷

布告

土地ノ風俗ニヨリ生子ヲ不奉ノ惡習有之畢竟破心ノ為ノ愛情ヲ
集ハレ人道ヲ取夫ヒ禽獸ニモ劣ルト至ヒ却テ不性ニ至レリ就テハ先年
養徳院様御仁心ヲ以テ右惡習ノ嚴禁被 仰出候得共猶不相頼ノ
弊モ有之趣實ニ若、敷次等ニ候依テ此度
知事様深ク御痛心被極養徳院御取立ノ御詮議有之右御所相立候迄
出生ノ小兒長良意方難波ノ者ハハ相應政府ヨリ御扱可被 仰出
ニ候得共近來御入費多端ノ折柄ニ有時宜ニヨリ
知事様御家祿ヲ奉始士族以下農高ニ至ル迄相當ノ出錢被

仰月儀之可有之候熟し之右脚趣意奉引受市中脚浦ノ者ハ地
下役共尺ノ力ノ精不精ヲ之脚糾被 仰月若し不心得ノ輩有之人
道ヲ取矣候尚亦嚴敷違宜金死刑ニ被處候余脚趣意
堅ク可相守奉

己之月

知事存

第二号

高知藩日誌ノ写

高知藩日誌第六号ノ写

一 養院施設ニ付献穀人名左ニ

一金五百兩

深尾弘人

一金百兩

五井藤如山

一金百兩

深尾丹吉郎

一金百兩

後藤象次郎

一金五十兩

福岡藤次

一米百石

川崎源吉郎

一金七十五兩

菅屋久左工門

一金百兩

徳永屋市太郎

一 米二十五俵
金五兩

東諸本總組頭
金平

一 全五十兩

松竹屋
忠三郎

一 全二十五兩

朝倉町元
傳十郎

一 銀五貫目以下

六十二名

ノ右ハ明治三庚午正月八日

高知藩日誌第七号ノ写

本月七日ヨリ今日ニ至ルマニ美良院ハ献金九ノ如シ

一金百兩

米屋
嘉藏

一 全百五十兩

手紙浦總組頭
川村平十郎

一 全五十兩

山田野地中野村大庄屋
吉川彦九郎

山田野地里人

宮地万三郎

同

龜之助

同

虎藏

同

山崎吉藏

同

大平屋
馬吉

同

新屋
万右工門

同總組頭 西川屋

熊藏

同

山田屋
嘉平

同總組頭 大黒屋

小三郎

同

田村屋
友藏

同 木屋

休衛

同 總組頭 大屋

竹 魚

同 竹屋

吉三魚

同 總組頭 木屋

善三郎

同 谷屋

宅平

同 五人組頭 百姓

宮地 浅吉

同 大津屋

嘉十郎

同 五人組頭 百姓

宮地 楠太郎

同 地下浪人

町 太平

同 長安

八藏

一金三十兩

日

百姓

貞七

一金拾七兩二分宛

日

木屋

武右工門

一金拾五兩宛

徳屋

利右工門

庄藏

小平

覺助

喜代次

為五郎

竹藏

九郎八

飯元

萬次

浦上早登屋

嘉加

並生御永野村名元

野島琢三

百七十二名

一銀十五貫目
一全五貫以下

同十九日

同十九日

本月十四日ヨリ今日ニ至ルマテ養院へ献金左ノ如シ

一金二十兩

穴窪川下番總

茂七

一全四十兩

白下番ノ内中野山村名元

元次

一銀十貫目宛

通町去屋

庄吉

民政司考務支記

山本八平

一同五貫目以下

十二名

高知小藩日誌第八号ノ写

正月廿六日

本月十九日ヨリ今日ニ至ルマテ養院へ献

金並ニ施菜左ノ如シ

北本公人内伴野村屋名元

猪之吉

一金百兩

一銀十貫目宛

栗田東奇門

田行寺村五人隣而住

眞作

一小児五香湯

浦上内 共屋

利平

市中国産ノ者ニ施薬

一五香甘連湯

蓮池所總領頭大津屋三

生子扶助ヲ願フ者ヲ限リ七夜迄施薬

一金十志兩 一名五兩以下

七名

一銀三十八貫目 一名四ノ目以下

三十三名

ソ

二月七日

正月廿七日ヨリ今日ニ至ルコトテ育院ニ献穀並ニ志
療治左ノ如シ

一米五拾

四等士族上席 川崎源次郎

一金五拾兩

四ノ川村名元 惇平

中西川村石傳 時五

伊野村辰光 源七

口村日解元 中田傳造

上倉柳大庄屋 佐竹源三郎

森柳土居村名元 大三郎

京都布屋利三郎 善七

伊尾本酒造 忠三郎

新島村元 金三郎

佐川本村元 大七

二月四拾兩

二月二十兩

二月十五兩

一銀廿貫目

一月十五貫目

一月六貫目

山田野村山徳
喜加久吾

一曰六貫目

一曰三十貫目 一名五貫目以下

五十七名

一金二兩

二名

一市中産婦赤子去寸老瘡治

下田村医所

同崎俊明

一市中産婦五年間寸老瘡治

東川医所

去松健碩

一五香湯五百貼

休衛

ノ

右ノ旨ニ
依テ

投産金取扱規則

支給

第一條 凡產業ヲ失ヒ依頼スル親族ニ無之出生ノ子養育難

相整者ハ評議ノ上其子十歳ニ至ル者相應米金給ヘテ

但其中產業相立相應養育相調期限ニ至ル者即チ給物差トシ

庶條 鰥寡孤獨瘡痍ノ者殆ト餓餓ニモ可及ト片ハ相應渡世ニ相

基クマテ一口米ヲ給スヘキ也

右士族平民ヲ不論片長手前ニテ其情実ヲ取ルニ其区内補助ノ力モ

難及片ハ片長証印ヲ以テ願出ツヘキナリ

實賦

和壹條 因中筋村柄ニテ開墾或ハ養蚕茶製衣等凡物産生育ノ資本ニ貸ヘキ一)

和ニ條 日新ノ今日民業有益ノ器械製衣造或ハ人民補助ノ法方等ニ可貸支

和三條 貸附宛儀動産不動産不論当相場ノ五歩以下ノ見積ヲ以テ請取ヘキ支

和四條 貸附期限ハ五月利息ハ三厘ニテ五厘ヲ以テ毎月可納支

和五條 期限ニ至リ不得止情実有之延期ニ及フ時ハ即其月ヲ元ニ相シテ三月ヲ元ツヘキ一)

右同此是戸長ニテ情実取札シ証印ヲ以テ取出ツヘク萬一拂方滞ル時ハ宛儀屋戸長ヘ引取り元利皆納ノ作配ニ可及ノ契書致スヘキナリ

推シ係リ

明治七年三月廿日

知事
印
第廿七号

第廿七号

戸長

先達共立に廢之有之處今般投産係ヲ置候ニ付別紙之通
内務省ニ及所届候条將來概ノ筋有之向ハ右
係ニ可申立此般爲心得相達候事

明治七年三月七日

高知縣權令 岩崎長武

別紙

救恤仕方之儀ニ付御届ノ事

旧藩中ニ於テ有民ノ法ヲ相設士民恨カメ且財本ヲ得候得共
中間多事ノ際ニ會シ其方法屢々変シ共立義在ノ舉ナリ

右資本金ヲ物産發達ニ用ヒ切ラ遠大ニ期シ縣下一般富饒
ヲ至ト仕リ却テ種養試驗等ニ於テ其費勸カラス竟ニ
ハ財本ヲ保護增長スルニミシテ目下救恤領ヲ失ヒ往々
分貝寔妻飢寒ヲ救助スルノ實効ヲ収ムル能ハス敷佈
ノ巨害タル壓死棄兒ノ惡習ヲモ拒絶仕リ兼候ヨリ
更ニ共議ヲ尽シ規則ヲ變更シ兼テ御届仕リ置候
金高ヲ以テ授産救恤ノ次具本ト爲シ共ニ實効ヲ責メ
分貝民生活ノ方ニ注意思ヒ早ク困厄ヲ免レシメ候様
仕度其方法ニ至リテハ戸長ト協議ノ上務メテ其情
實ヲ按檢シ以テ恤民ノ旨趣被及セサル所無之様

施設可仕此故御届仕候也

明治七年三月

高知縣權令岩崎長武

卯五

接卷之五

一 卯五

卯五

一 卯五

卯五

一 卯五

卯五

一 卯五

卯五

一 卯五

卯五

卯五

卯五

卯五

接奉

一 妙万六千八百拾第拾壹

四百玖拾壹

一 六千六百拾壹

六百拾壹

一 八千六百拾壹

八百拾壹

一 一萬九千六百拾壹

九千六百拾壹

一 四萬九千六百拾壹

但此

合重七万九千六百拾壹

卯五

接卷

一 此乃古平

卯音

一 此乃古平

卯音

一 此乃古平

卯音

一 此乃古平

卯音

一 此乃古平

卯音

一 此乃古平

官屬金印

此句係

其九也

其九也

其九也

其九也

其九也